

宮崎県蚊媒介感染症対策会議設置要綱

平成 27 年 11 月 2 日
感 染 症 対 策 課

(設置)

第 1 条 蚊媒介感染症に関する特定感染症予防指針（平成 27 年厚生労働省告示第 260 号）第 8 の 2 の規定により、本県の蚊媒介感染症の対策を推進するため、宮崎県蚊媒介感染症対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 蚊媒介感染症の対策の検討
- (2) 実施した対策の有効性等に関する評価
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 対策会議は、保健医療関係団体の職員、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから 10 名以内の委員をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 対策会議に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は対策会議を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 対策会議は、福祉保健部長が招集する。

- 2 対策会議は原則として年 1 回開催し、委員長がその議長となる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を対策会議の場に出席させることができる。

(庶務)

第 7 条 対策会議の庶務は、福祉保健部感染症対策課にて処理する。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。